

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 6 月25日

【会社名】 株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ

【英訳名】 Harmonic Drive Systems Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 涌 本 晴 雄

【本店の所在の場所】 東京都品川区南大井六丁目25番 3 号

【電話番号】 03 - 5471 - 7810

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 長 井 啓

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区南大井六丁目25番 3 号

【電話番号】 03 - 5471 - 7810

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 長 井 啓

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1【提出理由】

当社は、平成24年6月22日の2011年度定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金10円 総額305,324,550円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成24年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、平成23年4月1日付をもって1株を300株に分割するとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

この単元株制度導入に伴い、単元未満株主の権利を明確化する観点から単元未満株式についての権利に関する規定を新設し、併せて単元未満株主が容易に単元株式を所有することができるよう会社法第194条に定める単元未満株主の売渡請求権に係る規定を設け、これに伴う条数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として伊藤光昌、涌本晴雄、幾田哲雄、清澤芳秀、伊藤良昌、吉田治彦、酒井進児の7名を選任するものであります。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役として木場靖夫、大島秀文、川喜田淳、尾身淳二の4名を選任するものであります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時の取締役7名（うち社外取締役3名）に対し総額8,500万円（取締役分7,600万円、社外取締役分900万円）、当期末時の監査役3名に対し総額500万円の役員賞与を支給するものであります。各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決定に、監査役については監査役の協議によることとするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	265,731	18	0	(注) 1	可決 99.3
第2号議案 定款一部変更の件	265,733	16	0	(注) 2	可決 99.3
第3号議案 取締役7名選任の件				(注) 3	
伊藤 光昌	265,729	20	0		可決 99.3
涌本 晴雄	265,729	20	0		可決 99.3
幾田 哲雄	265,729	20	0		可決 99.3
清澤 芳秀	265,729	20	0		可決 99.3
伊藤 良昌	259,538	6,211	0		可決 97.0
吉田 治彦	261,281	4,468	0		可決 97.7
酒井 進児	260,974	4,775	0		可決 97.6
第4号議案 監査役4名選任の件				(注) 3	
木場 靖夫	264,235	1,514	0		可決 98.8
大島 秀文	241,615	24,134	0		可決 90.3
川喜田 淳	265,534	215	0		可決 99.3
尾身 淳二	241,615	24,134	0		可決 90.3
第5号議案 役員賞与支給の件	251,836	13,913	0	(注) 1	可決 94.2

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

1. 第1号議案及び第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
3. 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。